

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号 記載要領及び留意事項）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
担保提供書（C-1090）	担保提供書（C-1090）
(1)～(3)（省略）	(1)～(3)（同左）
(4) 「担保の金額」欄には、担保物件の価額を記載する。 なお、引取担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄の <u>かっこ書</u> に、引取担保に係る提供額を内書きで記載する。また、引取担保に係る提供額を分割して登録する場合は、「引取担保に係る提供額の分割登録を希望する」欄にチェックをしたうえで、引取担保に係る提供額を内書きで記載する（分割登録された提供額については、引取担保以外の担保として使用できない。）	(4) 「担保の金額」欄には、担保物件の価額を記載する。 なお、引取担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄の <u>かっこ書</u> に、引取担保に係る提供額を内書きで記載する（ <u>当該提供額について</u> は、引取担保以外の担保として使用できない。）
(5)（省略）	(5)（同左）
(6) 引取担保の提供の場合は、「一月当たりの引取担保提供額」欄に、輸入予定地における特例申告による納付見込額の合計額と、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額とのいずれか多い額に相当する額を記載する。この場合において、二以上の特定月に係る引取担保をまとめて一の担保物件により提供する場合は、当該担保物件に係る担保提供額の2分の1に相当する額の範囲で記載する。	(6) 引取担保の提供の場合は、「一月当たりの引取担保提供額」欄に、輸入予定地における特例申告による納付見込額の合計額と、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額とのいずれか多い額に相当する額を記載する。この場合において、二以上の特定月に係る引取担保をまとめて一の担保物件により提供する場合は、当該担保物件に係る担保提供額の2分の1に相当する額の範囲で記載する。
(7)（省略）	(7)（同左）
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020)	輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020)
その他輸入申告書等の記載要領等	その他輸入申告書等の記載要領等
(1)（省略）	(1)（同左）
(2) 特例申告	(2) 特例申告
イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020)」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで標示する。 なお、一括特例申告を行う場合には、上部余白に「一括」と追記する。	イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書の表題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020)」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで標示する。 口 特例申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号 記載要領及び留意事項）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 特例申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する。 <u>(例：11111 - B)</u> なお、一括特例申告を行う場合には、輸入者符号の後に一括特例申告である旨のコード「C」を横線で結ぶことにより記載する。<u>(例：11111 - C)</u> また、輸入の許可との関連を明示するため申告書上段の「申告番号」欄には輸入の許可を受けたときの申告番号を記載し、一括特例申告を行う場合においては、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄に記入する。なお、「申告年月日」欄は2段書きとし、上段に特例申告年月日を記載し、下段に輸入（引取）申告年月日をかっこ書きで記載し、「蔵入、移入又は総保入先」欄には輸入許可年月日をかっこ書きで記載する。ただし、一括特例申告を行う場合には、当該輸入許可の日の記載を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、輸入（引取）申告書と重複する申告項目のうち、以下のものについては、記載を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書上段 <ul style="list-style-type: none"> (1) 「船（取）卸港」欄 (口) 「積出地」欄 (ハ) 「船荷証券番号」欄 (ニ) 「蔵入、移入又は総保入先」欄 (ホ) 「船（取）卸港符号」欄 (^) 「船（機）籍符号」欄 (ト) 「貿易形態別符号」欄 <p>ハ～ホ（省略）</p>	<p>準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する。 <u>(例：11111 - B)</u> また、法第7条の2第2項の規定により輸入の許可ごとに特例申告書を作成することとされていることから、輸入の許可との関連を明示するため申告書上段の「申告番号」欄には輸入の許可を受けたときの申告番号を記載するとともに、「申告年月日」欄を2段書きとし、上段に特例申告年月日を記載し、下段に輸入（引取）申告年月日をかっこ書きで記載し、「蔵入、移入又は総保入先」欄には輸入許可年月日をかっこ書きで記載する。</p> <p>なお、輸入（引取）申告書と重複する申告項目のうち、以下のものについては、記載を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書上段 <ul style="list-style-type: none"> (1) 「船（取）卸港」欄 (口) 「積出地」欄 (ハ) 「船荷証券番号」欄 (ニ) 「蔵入、移入又は総保入先」欄 (ホ) 「船（取）卸港符号」欄 (^) 「船（機）籍符号」欄 (ト) 「貿易形態別符号」欄 <p>ハ～ホ（同左）</p>